

熊本大学における研究不正の防止等に関する基本方針

平成27年4月1日
学 長 裁 定

- 1 この基本方針は、熊本大学における研究不正の防止等に関する規則（以下「規則」という。）第4条第3項に規定する方針として、最高管理責任者（学長）が、研究倫理の向上及び研究不正の防止を図るために定めるものである。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究教育倫理責任者等を設置して体制を整備し、各責任者は、この方針に従って研究不正の防止対策を実施しなければならない。
- 3 本学では、研究倫理の向上及び研究不正の防止について、以下に掲げる事項を実施するものとする。
 - 1 研究不正を防止するための規則等の策定
 - 2 研究不正に関する相談窓口及び通報窓口の設置とその運用
 - 3 研究不正に関する調査及び不服申し立ての体制の整備
 - 4 研究者等、職員等、外部取引業者を含む研究活動に関わるすべての者への周知活動
 - 5 研究者等、職員等の倫理向上に関する取組

以上